

○厚生労働省令第百六十五号
労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

（労働基準法施行規則の一部改正）

第一条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 武見 敏三

（傍線部分は改正部分）

第二十四条の二の四 改 正 後

第二十四条の二の四 改 正 前

第二十四条の二の四 （略）

第二十四条の二の四 （略）

② (略)
③ 法第三十八条の四第二項第二号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員会の議事録を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければならぬ。

一・二 (略)

④ (略)
⑤ 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第一五十二条の二 法第一百六条第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は第二十四条の二の四第三項第三号に規定する電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第五十九条の二 (略)

② (略)

③ 法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が行政官庁に対し行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下この項及び次条において「届出等」という。）について、当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十号）次条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、前項の規定によつては、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。）に記録することをもつて代えることができる。

第五十九条の二 (略)

② (略)

③ 法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が行政官庁に対し行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下この項及び次条において「届出等」という。）について、当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十号）次条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、前項の規定によつては、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。）に記録することをもつて代えることができる。

(消費生活協同組合法施行規則の一部改正)

第二条 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務府令、厚生省令、農林省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後	改	正	前
(電磁的記録)				(電磁的記録)		
第五十四条 法第二十五条の二第三項第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を取り扱ったものとする。				第五十四条 法第二十五条の二第三項第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。		

第三条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

(医療法施行規則の一部改正)

	改	正	後	改	正	前
(電磁的記録)				(電磁的記録)		

第三十三条の十 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百八十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、社会医療法人債発行法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)

第三十五条の三 法第五十八条の三第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は医療法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)

第三十五条の九 法第六十条の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は医療法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

(クリーニング業法施行規則の一部改正)

第四条 クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	前
(電磁的記録媒体に貼り付ける書面)			

第十四条 前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。
一 申請者又は届出者の名称
二 申請年月日又は届出年月日

(社会福祉法施行規則の一部改正)
第五条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。

(電磁的記録)

第二条の二 法第三十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

(傍線部分は改正部分)

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正)
第六条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(電磁的記録)

第二条の二 法第三十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他ファイルに情報を記録したものとする。

目次

第一章～第六章 (略)

第七章 雜則(第二十九条・第三十条)
附則

(削る)

目次

第一章～第六章 (略)

第七章 雜則(第二十九条・第三十一条)
附則

(電磁的記録媒体に貼り付ける書面)

第三十一条 前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。
一 申請者、届出者又は申出者の名称
二 申請年月日、届出年月日又は申出年月日

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)
第七条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(認証台帳の記載事項)
第一百七条 (略)

改 正 後

後

(認証台帳の記載事項)
第一百七条 (略)

改 正

前

(削る)
2 (略)

(認証台帳の記載事項)
第一百七条 (略)

改

正

前

(登録認証機関は、前二項の台帳の全部又は一部を磁気ディスクをもつて調製することができる。)

(厚生労働大臣による基準適合性認証の業務)

(厚生労働大臣による基準適合性認証の業務)
第一百三十五条 法第二十三条の十八第一項の規定により厚生労働大臣が行う基準適合性認証については、第一百五条から第一百八十八条の二までの規定を準用する。この場合において、第一百五条第一項中「登録認証機関(同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。)」とあり、並びに第一百八十八条第二項並びに第一百八十八条の二第二項中「登録認証機関」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(厚生労働大臣による基準適合性認証の業務)
第一百三十五条 法第二十三条の十八第一項の規定により厚生労働大臣が行う基準適合性認証については、第一百五条から第一百八十八条の二までの規定を準用する。この場合において、第一百五条第一項中「登録認証機関(同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。)」とあり、並びに第一百七十七条第三項、第一百八十八条第二項及び第四項並びに第一百八十八条の二第二項中「登録認証機関」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

2 法第二十三条の十八第二項の規定により機構が行う基準適合性認証については、第一百五条から第一百十九条(第三項を除く。)までの規定を準用する。この場合において、第一百五条第一項中「登録認証機関(同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。)」とあり、並びに第一百八十八条第二項及び第四項、第一百八十八条の二第二項並びに第一百十九条の見出し中「登録認証機関」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。

2 法第二十三条の十八第二項の規定により機構が行う基準適合性認証については、第一百五条から第一百十九条(第三項を除く。)までの規定を準用する。この場合において、第一百五条第一項中「登録認証機関(同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。)」とあり、並びに第一百七十七条第三項、第一百八十八条第二項及び第四項、第一百八十八条の二第二項並びに第一百十九条の見出し中「登録認証機関」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)
第八条 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

			改	正	後	改	正	前		
			(事務代理等の権限の明示)			(事務代理等の権限の明示)				
			第十六条の二 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、法第二条第一項第一号の三に規定する事務代理又は紛争解決手続代理業務（以下「事務代理等」という。）をする場合においては、その権限を有することを証する書面を行政機関等に提出しなければならない。ただし、次条の規定により申請書等（法第二条第一項第一号に規定する申請書等及び同項第一号の五又は第一号の六に規定する個別労働関係紛争に関するあつせんの手続又は個別労働関係紛争に関する認証紛争解決手続に関して行政機関等に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（法第二条第一項第一号の電磁的記録をいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）に「事務代理者」又は「紛争解決手続代理者」と表示して当該申請書等を提出するときはこの限りでない。	第十六条の二 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、法第二条第一項第一号の三に規定する事務代理又は紛争解決手続代理業務（以下「事務代理等」という。）をする場合においては、その権限を有することを証する書面を行政機関等に提出しなければならない。ただし、次条の規定により申請書等（法第二条第一項第一号に規定する申請書等及び同項第一号の五又は第一号の六に規定する個別労働関係紛争に関するあつせんの手続又は個別労働関係紛争に関する認証紛争解決手続に関して行政機関等に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方法による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）に「事務代理者」又は「紛争解決手続代理者」と表示して当該申請書等を提出するときはこの限りでない。						
			(会計帳簿)	(会計帳簿)			(会計帳簿)			
第十七条の五 (略)			2 会計帳簿は、書面、社会保険労務士法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製する方法により作成及び保存をしなければならない。	第十七条の五 (略)			2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録（法第二条第一項第一号の電磁的記録をいう。ただし、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。第十七条の七において同じ。）をもつて作成及び保存をしなければならない。	(傍線部分は改正部分)		
			3 9 (略)	3 9 (略)			3 9 (略)			
			(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)							
第九条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。										
			目次							
			第一章～第三章 (略)							
			第四章 雜則（第三十七条・第三十八条）							
			附則							
			(電磁的記録媒体に貼り付ける書面)							
			第三十九条 前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。							
			一 申請者、届出者又は報告者の名称							
			二 申請年月日、届出年月日又は報告年月日							
			(削る)							

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正)
第十一条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則(昭和四十六年労働省令第二十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

			(創業支援等措置の実施に関する計画)		
	改	正	後		
2 2 (略)	3 事業主は法第十条の二第一項ただし書の同意を得た第一項の計画を、次に掲げるいずれかの方法によつて、各事業所の労働者に周知するものとする。	3 事業主は法第十条の二第一項ただし書の同意を得た第一項の計画を、次に掲げるいずれかの方法によつて、各事業所の労働者に周知するものとする。			
2 2 (略)	3 事業主の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該事業所に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	3 事業主の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該事業所に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。			
2 2 (略)	3 (求職活動支援書の作成等)	3 (求職活動支援書の作成等)			
2 2 (略)	3 第六条の三 (略)	3 第六条の三 (略)			
2 2 (略)	3 4 事業主は、第二項の規定による求職活動支援書の交付に代えて、第六項で定めるところにより高年齢離職予定者の承諾を得て、第十項各号に掲げる事項(以下この条において「支援書情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、事業主は、求職活動支援書を交付したものとみなす。	3 3 事業主は、第二項の規定による求職活動支援書の交付に代えて、第六項で定めるところにより高年齢離職予定者の承諾を得て、第十項各号に掲げる事項(以下この条において「支援書情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、事業主は、求職活動支援書を交付したものとみなす。			
2 2 (略)	3 一 (略)	3 一 (略)			
2 2 (略)	3 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに支援書情報を記録したものを作成する方法	3 二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六条の六において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに支援書情報を記録したものを作成する方法			
2 2 (略)	3 第六条の三 (略)	3 第六条の三 (略)			
2 2 (略)	3 4 事業主は、第二項の規定による求職活動支援書の交付に代えて、第六項で定めるところにより高年齢離職予定者の承諾を得て、第十項各号に掲げる事項(以下この条において「支援書情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、事業主は、求職活動支援書を交付したものとみなす。	3 3 事業主は、第二項の規定による求職活動支援書の交付に代えて、第六項で定めるところにより高年齢離職予定者の承諾を得て、第十項各号に掲げる事項(以下この条において「支援書情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、事業主は、求職活動支援書を交付したものとみなす。			
2 2 (略)	3 一 (略)	3 一 (略)			
2 2 (略)	3 二 電磁的記録媒体(電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六条の六において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに支援書情報を記録したものを作成する方法	3 二 電磁的記録媒体(電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六条の六において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに支援書情報を記録したものを作成する方法			
2 2 (略)	3 第六条の三 (略)	3 第六条の三 (略)			
2 2 (略)	3 3 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。	3 3 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。			
2 2 (略)	3 一・二 (略)	3 一・二 (略)			
2 2 (略)	3 三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	3 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。			
2 2 (略)	3 4・5 (略)	3 (傍線部分は改正部分)			

(リスクアセスメントの結果等の記録及び保存並びに周知)

第三十四条の二の八 (略)

2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

1・二 (略)

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(労働者の同意の取得等)

第五十二条の十三 法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録によらなければならない。

2 (略)

(法令等の周知の方法等)

第九十八条の二 (略)

2 (略)

(法令等の周知の方法等)

第九十八条の二 (略)

2 (略)

(法令等の周知の方法等)

第九十八条の二 (略)

2 (略)

(法令等の周知の方法等)

第五百七十七条の二 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

1・二 (略)

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、通知された事項に係る物を取り扱う各作業場に当該物を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。(ばく露の程度の低減等)

(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)

第十二条 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(評価の結果に基づく措置)

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(リスクアセスメントの結果等の記録及び保存並びに周知)

第三十四条の二の八 (略)

2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

1・二 (略)

三 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(労働者の同意の取得等)

第五十二条の十三 法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によらなければならない。

2 (略)

(法令等の周知の方法等)

第九十八条の二 (略)

2 (略)

(法令等の周知の方法等)

第九十八条の二 (略)

2 (略)

(法令等の周知の方法等)

第九十八条の二 (略)

2 (略)

(法令等の周知の方法等)

第五百七十七条の二 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

1・二 (略)

三 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(評価の結果に基づく措置)

第二十八条の三 (略)

2 (略)

3 事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一・二 (略)

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。(以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

4 (略)

第二十八条の四 (略)

2 前項に定めるものほか、事業者は、前項の場所については、第二十八条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない。

一・二 (略)

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第五十二条の三 (略)
(鉛中毒予防規則の一部改正)
第十三条 鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号)の一部を次の表のよう改正する。

	改	正	後		改	正	前	(傍線部分は改正部分)
2 (略)				2 (略)				
3 事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。		3 事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。						
4 (略)				4 (略)				
2 前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第五十二条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない。		2 前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第二十八条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない。						
一・二 (略)		一・二 (略)		一・二 (略)		一・二 (略)		

第五十二条の四 (略)
2 前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第五十二条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない。

一・二 (略)

(特定化物質障害予防規則の一部改正)
第十四条 特定化物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第二十九号)の一部を次の表のように改正する。

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

			(傍線部分は改正部分)		
			改	正	後
			(評価の結果に基づく措置)		
			(評価の結果に基づく措置)		
第三十六条の三	(略)		第三十六条の三	(略)	
2 (略)			2 (略)		
3 事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。			3 事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。		
1・2 (略)			1・2 (略)		
3 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。			3 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。		
4 (略)			4 (略)		
第三十六条の四	(略)		第三十六条の四	(略)	
2 前項に定めるもののほか、事業者は、同項の場所については、第三十六条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。			2 前項に定めるもののほか、事業者は、同項の場所については、第三十六条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。		
1・2 (略)			1・2 (略)		
3 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。			3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。		

			(傍線部分は改正部分)		
			改	正	後
			(評価の結果に基づく措置)		
			(評価の結果に基づく措置)		
第三十六条の四	(略)		第三十六条の四	(略)	
2 前項に定めるもののほか、事業者は、同項の場所については、第三十六条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。			2 前項に定めるもののほか、事業者は、同項の場所については、第三十六条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。		
1・2 (略)			1・2 (略)		
3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。			3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。		

			(傍線部分は改正部分)		
			改	正	後
			(評価の結果に基づく措置)		
			(評価の結果に基づく措置)		
第五条の四	(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)		第五条の四	(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)	
法第百三十七条の三の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は基金の使用に係る電子計算機に備えられたファイル若しくは電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。			法第百三十七条の三の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。		
4 (傍線部分は改正部分)			4 (傍線部分は改正部分)		

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)

第五条の七

法第百三十七条の三の十第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は基金の使用に係る電子計算機に備えられたファイル若しくは電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

(理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)

理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成十年厚生省令第六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

目次

(略)

第一章 指定登録機関

(第十三条～第二十条)

目次

(略)

第二章 指定登録機関 (第十三条～第二十二条)

附則

(削る)

(電磁的記録媒体に貼り付ける書面)

第二十一条 前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

- 一 申請者、届出者又は報告者の名称
- 二 申請年月日、届出年月日又は報告年月日

(美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)

美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成十年厚生省令第九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

目次

(略)

第一章 指定登録機関

(第十三条～第二十条)

附則

(削る)

目次

(略)

第二章 指定登録機関 (第十三条～第二十二条)

附則

(電磁的記録媒体に貼り付ける書面)

第二十一条 前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

- 一 申請者、届出者又は報告者の名称
- 二 申請年月日、届出年月日又は報告年月日

(確定拠出年金法施行規則の一部改正)

確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)の一部を次の表のように改正する。

改

正

後

(企業型年金規約の閲覧)

(企業型年金規約の閲覧)

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

(企業型年金規約の閲覧)

(企業型年金規約の閲覧)

第四条の三

企業型年金規約の内容が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして備え置かれる

第十八条

確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)の一部を次の表のように改正する。

(確定拠出年金法施行規則の一部改正)

(企業型年金規約の閲覧)

第四条の三

企業型年金規約の内容が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして備え置かれる

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)

第五条の七

法第百三十七条の三の十第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

ときは、当該記録の備置きをもつて法第四条第四項の企業型年金規約の備置きができる。この場合において、事業主は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(加入者等への通知事項等)

第二十一条 (略)

2 法第二十七条第一項の規定による通知は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものと交換する方法

三 (略)

3 (略)

(確定給付企業年金の加入者となつた者等の個人別管理資産の移換の申出)

第三十一条の二 法第五十四条の四第一項又は第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出があつたときは、次条第一項の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。)又は企業年金連合会に対し、当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者に係る次に掲げる事項(法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出にあつては、第五号に掲げる事項を除く。)を記載し、又は記録した書面又は電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一〇五 (略)

(連合会の事務の委託)

第三十七条 法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一〇六 (略)

七 脱退一時金相当額等又は残余財産の移換に係る書類又は電子情報処理組織の受理に関する事務

して備え置かれるときは、当該記録の備置きをもつて法第四条第四項の企業型年金規約の備置きに代えることができる。この場合において、事業主は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(加入者等への通知事項等)

第二十一条 (略)

2 法第二十七条第一項の規定による通知は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織(企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機と、企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機とを接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機と企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて企業型年金加入者等の閲覧に供し、当該企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものと交換する方法

三 書面の交付

3 (略)

(確定給付企業年金の加入者となつた者等の個人別管理資産の移換の申出)

第三十一条の二 法第五十四条の四第一項又は第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出があつたときは、次条第一項の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。)又は企業年金連合会に対し、当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者に係る次に掲げる事項(法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出にあつては、第五号に掲げる事項を除く。)を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。)又は企業年金連合会に提出するものとする。

一〇五 (略)

(連合会の事務の委託)

第三十七条 法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一〇六 (略)

七 脱退一時金相当額等若しくは残余財産の移換に係る書類又は磁気ディスク等の受理に関する事務

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)
第十九条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		(業務概況の周知)		
		改	正	後
		(業務概況の周知)		
第八十七条 (略)		第八十七条 (略)		
2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。		2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。		
一・二 (略)		一・二 (略)		
三 電磁的記録媒体 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法		三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法		
四 電子情報処理組織 (送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法のうち又は口に掲げるもの (以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により加入者に提供する方法		四 (新設)		
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法		イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法		
五 (略)		五 (略)		
3・4 (略)		3・4 (略)		
(脱退一時金相当額の他の確定給付企業年金への移換の申出等)		(脱退一時金相当額の他の確定給付企業年金への移換の申出等)		
第八十九条の三 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、移換先確定給付企業年金(法第八十一条の二第一項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。以下同じ。)の事業主等に対し、当該中途脱退者(令第五十条の二第二項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。		第八十九条の三 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者(令第五十条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。)を、移換先確定給付企業年金(法第八十一条の二第一項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。以下同じ。)の事業主等に提出するものとする。		
一・四 (略)		一・四 (略)		
(脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)		(脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)		
第九十六条の三 法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、企業型記録関連運営管理機関等(確定拠出年金法第七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第一百四条の二十四第一項において同じ。)又は国民年金基金連合会(確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。)に対し、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらとの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等(確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第一百四条の二十四第一項において同じ。)又は国民年金基金連合会(確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をい		第九十六条の三 法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらとの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等(確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第一百四条の二十四第一項において同じ。)又は国民年金基金連合会(確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をい		
ものとする。		ものとする。		
2 (略)	一・二 (略)	前		

(残余財産の個人型年金への移換の申出等)

第九十六条の七 法第八十二条の四第一項の規定による残余財産の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該申出行つた終了制度加入者等を行つた終了制度加入者等(同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・二 (略)

2 (略)
(脱退一時金相当額の連合会への移換の申出)

第一百四条の十五 法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、連合会に対し、当該中途脱退者に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれららの事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、国民年金基金連合会に提出するものとする。

一・三 (略)

(残余財産の移換の申出)

第一百四条の十八 法第九十一条の二十第一項の規定による残余財産の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、連合会に対し、当該終了制度加入者等(同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この項において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・三 (略)

2 (略)
(積立金の確定給付企業年金への移換の申出等)

第一百四条の二十三 法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、事業主等に対し、当該中途脱退者等(同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一 (略)
二 積立金の額(第一百四条の十五又は第一百四条の十八第一項の規定により本人拠出相当額を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出され、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法による提供を受けている場合にあっては、当該本人拠出相当額の合計額を含む。)

三・四 (略)

2 (略)
(積立金の確定拠出年金への移換の申出等)

第一百四条の二十四 法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・三 (略)

(残余財産の個人型年金への移換の申出等)

第一百四条の七 法第八十二条の四第一項の規定による残余財産の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該申出を行つた終了制度加入者等(同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、国民年金基金連合会に提出するものとする。

一・二 (略)

2 (略)
(脱退一時金相当額の連合会への移換の申出)

第一百四条の十五 法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれららの事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、連合会に提出するものとする。

一・三 (略)

(残余財産の移換の申出)

第一百四条の十八 法第九十一条の二十第一項の規定による残余財産の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該終了制度加入者等(同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この項において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれららの事項を記録した磁気ディスクを、連合会に提出するものとする。

一・三 (略)

2 (略)
(積立金の確定給付企業年金への移換の申出等)

第一百四条の二十三 法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等(同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれららの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一 (略)
二 積立金の額(第一百四条の十五又は第一百四条の十八第一項の規定により本人拠出相当額を記載し、又は記録した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクの提出を受けている場合にあっては、当該本人拠出相当額の合計額を含む。)

三・四 (略)

2 (略)
(積立金の確定拠出年金への移換の申出等)

第一百四条の二十四 法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に提出するものとする。

一・三 (略)

(厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正)
第二十一条 厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

(定義)

第二条 (略)

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

(署名等に代わる措置)

第六条 (略)

2 法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うこととする。

3 法第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、電子証明書を添付することとする。

(署名等に代わる措置)

第六条 (略)

2 法第七条第四項及び第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報又は電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、電子証明書を添付することとする。

(新設)

(署名等に代わる措置)

第六条 (略)

2 法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項を前条に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、当該行政機関等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(作成等の方法)

第三条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合において

は、当該書面等に記載すべき又は記載された事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法によるものとする。

ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第二百三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2 行政機関等が、厚生労働省の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行ふ場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

(定義)

第二条 (略)

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。

(新設)

(傍線部分は改正部分)

改 正 前

(定義)

第二条 (略)

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。

(新設)

(傍線部分は改正部分)

改 正 前

(新設)

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)
第二十一条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改する。
 (傍線部分は改正部分)

	改	正	後
別表第一 (第三条及び第四条関係) 表一	(略)	(略)	(略)

	改	正	前
別表第一 (第三条及び第四条関係) 表一	(略)	(略)	(略)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和四十六年法律第六十八号)	(略)	第三十一条の九第九項 第七十三条において準用する場合を含む。による決算関係書類等の備置き	第三十一条の九第九項 第七十三条において準用する場合を含む。による決算関係書類等の備置き
社会保険労務士法 (昭和四十三年法律第八十九号)	(略)	(略)	(略)
第三十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条第四項の規定による計算書類の保存	(略)	第三十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条第四項の規定による計算書類の保存	第三十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条第四項の規定による計算書類の保存
第三十八条第三項の規定により適用される職業安定法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の備付け	(略)	第三十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条第一項、第二項及び第四項の規定による帳簿資料の保存	第三十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条第一項、第二項及び第四項の規定による帳簿資料の保存
第三十八条第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳の保存	(略)	第三十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条第一項、第二項及び第四項の規定による帳簿資料の保存	第三十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条第一項、第二項及び第四項の規定による帳簿資料の保存
第四十五条において準用する第三十八条第三項の規定により適用される職業安定法第三十条の十五の規定による帳簿書類の備付け	(略)	第三十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条第一項、第二項及び第四項の規定による帳簿資料の保存	第三十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条第一項、第二項及び第四項の規定による帳簿資料の保存

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和四十六年法律第六十八号)	(略)	第三十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条第一項、第二項及び第四項の規定による帳簿資料の保存	第三十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条第一項、第二項及び第四項の規定による帳簿資料の保存
第三十八条第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳の保存	(略)	第三十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条第一項、第二項及び第四項の規定による帳簿資料の保存	第三十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条第一項、第二項及び第四項の規定による帳簿資料の保存
第四十五条において準用する第三十八条第三項において適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の備付け	(略)	第三十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条第一項、第二項及び第四項の規定による帳簿資料の保存	第三十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百六十七条第一項、第二項及び第四項の規定による帳簿資料の保存

臓器の移植に関する法律施行規則（平成九年厚生労働省令第七十八号）	粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）	特定化学物質障害予防規則	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

臓器の移植に関する法律施行規則（平成九年厚生労働省令第七十八号）	粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）	特定化学物質障害予防規則	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(略)	厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年厚生省令第四号）	厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年厚生省令第四号）	(略)	医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百三十六号）	医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百三十六号）	(略)	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）
(略)	第十六条第一号（第十九条から第二十一条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による文書の保存	(略)	第十六条第三号（第十九条から第二十一条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による文書の保存	(略)	第七条の二（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督文書又はその写しの保管	(略)	第七十五条第一項第一号ホ及びルからワまで並びに第二項第二号（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督文書又はその写しの保管
(略)	第一百四十四条第二項（第一百九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の保存	(略)	第一百九十二条の三第二項及び第一百九十二条の十一第二項の規定による特定施設サービス計画の保存	(略)	第一百九十二条の三第二項及び第一百九十二条の十一第二項の規定による通所介護計画の保存	(略)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）

社会保険労務士法

(略)	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 供施設の設備及び運営に関する基準 放射性医薬品の製造及び取扱規則	(略)	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 第三十八条第三項の規定により適用される職業安定法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の作成	(略)	社会保険労務士法 削る
(略)	第二十条の規定による更生計画の作成 放射性医薬品の製造及び取扱規則 (新設)	(略)	第三十八条第三項において準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十六条の規定による帳簿の記載 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	(略)	第三十八条第三項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載 第三十八条第六項において適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第一項の規定による帳簿書類の作成

社会保険労務士法

(略)	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 供施設の設備及び運営に関する基準 放射性医薬品の製造及び取扱規則 (新設)	(略)	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 第三十八条第三項において適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の作成	(略)	社会保険労務士法 第二十五条の二十五第二項において準用する商法第三十二条第一項の規定による商業帳簿の作成
(略)	第二十条の規定による更生計画の作成 放射性医薬品の製造及び取扱規則 (新設)	(略)	第三十八条第三項において読み替えて準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十六条の規定による帳簿の記載 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	(略)	第三十八条第三項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載 第三十八条第六項において適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第一項の規定による帳簿書類の作成

特定化学物質障害予防規則

	(略)	第三十八条の二十一第九項の規定による記録
	(略)	第三十八条の二十一第十項の規定による記録
	(略)	第三十八条の二十一第八項の規定による記録
	(略)	第三十八条の二十一第七項の規定による記録
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理 及び品質管理の基準に関する省令	(略)	粉じん障害防止規則
医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	(略)	粉じん障害防止規則
医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	(略)	粉じん障害防止規則
医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	(略)	粉じん障害防止規則
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理 及び品質管理の基準に関する省令	(略)	(略)
第六条 (第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理監督文書への記載	(略)	第三十六条第一項の規定による記録
第七条第二項 (第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理監督システム基準書への記載	(略)	第三十六条第二項の規定による記録
第四十九条第二項及び第四項 (第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成	(略)	第三十六条第三項の規定による記録

特定化学物質障害予防規則

	(略)	第三十五条第二項の規定による記録の作成 (附則第四条において準用する場合を含む。)
	(略)	第三十六条第一項の規定による記録の作成 (附則第四条において準用する場合を含む。)
	(略)	第三十六条第二項の規定による記録の作成 (附則第四条において準用する場合を含む。)
	(略)	第三十六条第三項の規定による記録の作成 (附則第四条において準用する場合を含む。)
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理 及び品質管理の基準に関する省令	(略)	第三十五条第二項の規定による記録の作成 (附則第四条において準用する場合を含む。)
第六条 (第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理監督文書への記載	(略)	第三十六条第一項 (第十九条、第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成及び改訂
第七条第二項 (第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理監督システム基準書への記載	(略)	第三十六条第二項 (第二十条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理業務手順書の作成
第四十九条第二項及び第四項 (第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成	(略)	第三十六条第三項 (第二十条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理業務手順書の記載

(略)	第五十五条の二第一項から第三項まで（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
(略)	第五十五条の二第五項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
(略)	第六十条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
(略)	第六十条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
(略)	第六十六条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
(略)	第六十六条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督文書への記載
(略)	第七十二条第二項第四号、第五号、第六号口、第七号から第九号まで及び第四項（これらの規定を第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成
(略)	第七十二条第二項（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
(略)	第七十四条の規定（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）による製品標準書への記載
(略)	第七十五条第一項第一号ホ及びルからワまで並びに第二項第一号口、ハ及びホからトまで第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成

(略)	第五十五条の二第一項から第三項まで（これらの規定を第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
(略)	第五十五条の二第五項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
(新設)	第六十条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
(略)	第六十六条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書の記載
(新設)	第七十二条第二項第四号、第六号口、第七号から第九号まで及び第四項（これらの規定を第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成
(略)	第七十四条の規定（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）による製品標準書の記載
(略)	第七十五条第二項第二号（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成

準 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準	(略)	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	省令 第二十八条第四項（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験機器概要書の改訂	(略)	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 第二十八条第三項（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験機器概要書の改訂	(略)	第八十一条の二の二の二（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	(略)	第八十一条の二の二の二（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
第二十六条第七号の規定による帳簿の整備	(略)	再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令 第十一条第一項第一号の規定による製造指図書の作成	(略)	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第三条の二十四第十項の規定による訪問看護報告書の作成	(略)	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 第二十八条第三項（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験機器概要書の改訂	(略)	(新設)	第八十一条の二の四（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化

（新設）	(略)	再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令 第十一条第一項第一号の規定による製造指図書の作成	(略)	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第三条の二十四第十一項の規定による訪問看護報告書の作成	(略)	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 第二十八条第三項（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験機器概要書の改訂	(略)	(略)	第八十一条の二の二の二（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
（新設）	(略)	再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令 第十一条第一号の規定による製造指図書の作成	(略)	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第三条の二十四第十一項の規定による訪問看護報告書の作成	(略)	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 第二十八条第三項（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験機器概要書の改訂	(略)	(略)	第八十一条の二の二の二（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化

別表第三 (第八条及び第九条関係)

(略)	確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）	第二十条第五項の規定による金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧
(略)	(略)	(略)
(略)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第二十三条の十七第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の請求に係る交付
(略)	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理	第七十二条第四項（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
(略)	医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	第七十二条第四項（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
(略)	医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	第七十二条第四項（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
(略)	医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	第七十二条第四項（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
(略)	再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	第七十二条第四項（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
(略)	附則第三条第一項第二号の規定による文書の交付	第七十二条第四項（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
(新設)	(新設)	(新設)
厚生労働省令第四十四号)	日常生活支援居住施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和二年の交付）	日常生活支援居住施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和二年の交付）

別表第三 (第八条及び第九条関係)

(略)	確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）	第二十条第三項の規定による金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧
(略)	(略)	(略)
(略)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第二十三条の十七第二項第一号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
(略)	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理	第七十二条第四項（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
(略)	医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	第七十二条第四項（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等及び経過措置に関する省令(一部改正)
第二十二条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令(平成二十六年厚生労働省令第
二十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改	正	後	
		改	正	前	
					(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等)
					第十七条 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則(以下「廃止前厚生年金基金規則」という。)第一章、第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。及び第三章(第七十四条の三、第三項及び第四項、第七十五条第一項(第一号及び第十七号に係る部分に限る)、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。)並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
	(略)		(略)		(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等)
					第十七条 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則(以下「廃止前厚生年金基金規則」という。)第一章(第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。)及び第三章(第七十四条の三、第三項及び第四項、第七十五条第一項(第一号及び第十七号に係る部分に限る)、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。)並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
額	第四十九条の三	構成割合を確認	額及び構成割合を厚生労働大臣に報告	額及び構成割合を厚生労働大臣に報告	(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等)
額	第四十九条の三 法第百四十四条の三第二項の規定による老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出は、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録することができる物を含む。以下同じ。)を、乙基金に提出することによって行うものとする。	第四十九条の三 法第百四十四条の三第二項の規定による老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出は、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を乙基金に提出することによって行うものとする。	第四十九条の三 法第百四十四条の三第二項の規定による老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出は、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を乙基金に提出することによって行うものとする。	第四十九条の三 法第百四十四条の三第二項の規定による老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出は、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を乙基金に提出することによって行うものとする。	(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等)
額	一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号	一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号	一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号	一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号	(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等)
額	二 甲基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日	二 甲基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日	二 甲基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日	二 甲基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日	(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等)
額	三 平成十五年四月一日以前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者額	三 平成十五年四月一日以前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者額	三 平成十五年四月一日以前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者額	三 平成十五年四月一日以前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者額	(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等)
額	四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者額	四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者額	四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者額	四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者額	(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等)

四 平成十五年四月一日以後 の加入員たる被保険者であ つた期間の報酬標準給与の 月額及び賞与標準給与の額 並びに被保険者の種別ごと の当該加入員たる被保険者 であつた期間の標準報酬月 額及び標準賞与額	五 乙基金が老齢年金給付の 支給に関する権利義務を承 継した場合において支給す べきこととなる老齢年金給 付の額
法第二百四十四条の三第五項 の規定による脱退一時金相当 額の移換の申出があつたとき は、甲基金は、前項に定める 書類又は磁気ディスクに併せ て、次の各号に掲げる事項を 記載した書類又はこれら的事 項を記録した磁気ディスクを 乙基金に提出するものとす る。	法第二百四十四条の三第五項 の規定による脱退一時金相当 額の移換の申出があつたとき は、甲基金は、前項に定める 書類又は磁気ディスクに併せ て、次の各号に掲げる事項を 記載した書類又はこれら的事 項を記録した磁気ディスクを 乙基金に提出するものとす る。

一 脱退一時金相当額
二 脱退一時金相当額の算定
の基礎となつた期間

口 送信者の使用に係る電
子計算機に備えられた
ファイルに記録された書
面により通知すべき事項
を電気通信回線を通じて
受信者の閲覧に供し、當
該受信者の使用に係る電
子計算機に備えられた
ファイルに当該事項を記
録する方法

五| 乙基金が老齢年金給付の
支給に関する権利義務を承
継した場合において支給す
べきこととなる老齢年金給
付の額

一 電子情報処理組織（送信
者の使用に係る電子計算機
と、受信者の使用に係る電
子計算機とを電気通信回線
で接続した電子情報処理組
織をいう。以下同じ。）を使
用する方法のうちイ又はロ
に掲げるもの（以下「電子
情報処理組織を使用する方
法」という。）

イ 送信者の使用に係る電
子計算機と受信者の使用
に係る電子計算機とを接
続する電気通信回線を通
じて送信し、受信者の使
用に係る電子計算機に備
えられたファイルに記録
する方法

第四十九条の六			
当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。以下同じ。）に対し、当該中連運営管理機関等をいう。以下同じ。）又は国民年金基金連合会（同法第二十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。以下同じ。）に規定する連合会を提出する	<p>3 法第百四十四条の三第五項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、甲基金は、前二項の規定による提出を行うとともに、乙基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。</p> <p>一 脱退一時金相当額 二 脱退一時金相当額の算定 の基礎となつた期間</p>	<p>二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したもの）を交付する方法</p> <p>三 書面を交付する方法</p>	<p>二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したもの）を交付する方法</p> <p>三 書面を交付する方法</p>

(新設)	(新設)	(新設)
------	------	------

<p>第五十六条の二第二項</p> <p>第三号及び第四号</p> <p>（存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等）</p> <p>3・4 (略)</p> <p>2・5 (略)</p> <p>2・5 (略)</p> <p>2・5 (略)</p> <p>2・5 (略)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>三 磁気テープ、磁気ディスク</p> <p>その他これらに準ずる物に記録し、かつ、各設立事業所に加入員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</p> </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>三 電磁的記録媒体に記録し、かつ、各設立事業所に加入員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>四 その他周知が確実に行われる方法</p> </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>四 その他周知が確実に行われる方法</p> </td></tr> </table>	<p>三 磁気テープ、磁気ディスク</p> <p>その他これらに準ずる物に記録し、かつ、各設立事業所に加入員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</p>	<p>三 電磁的記録媒体に記録し、かつ、各設立事業所に加入員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</p>	<p>四 その他周知が確実に行われる方法</p>	<p>四 その他周知が確実に行われる方法</p>
<p>三 磁気テープ、磁気ディスク</p> <p>その他これらに準ずる物に記録し、かつ、各設立事業所に加入員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</p>	<p>三 電磁的記録媒体に記録し、かつ、各設立事業所に加入員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</p>				
<p>四 その他周知が確実に行われる方法</p>	<p>四 その他周知が確実に行われる方法</p>				
<p>第三十八条</p> <p>平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出は、解散基金加入員等に係る次の各号に掲げる事項を確定給付企業年金の事業主等に対し提出することによって行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。</p> <p>一 電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法のうち又は口に掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに該事項を記録する方法</p> <p>二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通すべき事項を記録したものを受け付ける方法</p> <p>三 書面を交付する方法</p>	<p>第三十八条</p> <p>平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出は、解散基金加入員等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記載した磁気ディスクを、確定給付企業年金の事業主等に提出することによって行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>（新設）</p>				
<p>第四十七条</p> <p>（存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等）</p> <p>3・4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>（新設）</p> </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>（新設）</p> </td></tr> </table>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>		
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>				

<p>第四十七条</p> <p>（存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等）</p> <p>3・4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>（新設）</p> </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>（新設）</p> </td></tr> </table>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>		
<p>（存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等）</p> <p>2・6 (略)</p> <p>2・6 (略)</p> <p>2・6 (略)</p> <p>2・6 (略)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>（新設）</p> </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>（新設）</p> </td></tr> </table>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>		

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条

存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第三項から第四項まで、第七十五条(第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。)、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条(第二項第一号及び第四号を除く。)、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節(第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。)第一章第七節(第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。)、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(略)

(略)

(略)

第七十二条の四の三第
一項

(略)

(略)

第七十二条の四の三第
一項

(略)

第七十二条の四の三第
二項

(略)

記載した書類又はこれらの事項
を記録した磁気ディスクを基金
に提出する

スクリプトに併せて、

前項に定める書類又は磁気ディ
スクに併せて、

前項の規定による提出又は提供
を行ふとともに、基金に対し、

記載し、又は記録した書面又は
電磁的記録媒体を提出し、又は

組織を使用する方法により提供す
る

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条

存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第三項から第四項まで、第七十五条(第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。)、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条(第二項第一号及び第四号を除く。)、第二十三条规定で、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節(第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。)第一章第七節(第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。)、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

第七十二条の四の三第
二項

(略)

第七十二条の四の三第
二項

(略)

記載した書類又はこれらの事項
を記録した磁気ディスクを基金
に提出する

スクリプトに併せて、

前項に定める書類又は磁気ディ
スクに併せて、

前項の規定による提出又は提供
を行ふとともに、基金に対し、

記載し、又は記録した書面又は
電磁的記録媒体を提出し、又は

組織を使用する方法により提供す
る

(略)

第七十二条の四の四第
一項

法第一百六十五条の一第一項

平成二十五年改正法附則第五十
八条第一項又は平成二十五年改
正法附則第六十二条第二項の規
定によりなおその効力を有する
ものとされた改正前厚生年金保
険法第一百六十五条の二第一項第七十二条の四の四第
一項

法第一百六十五条の一第一項

平成二十五年改正法附則第五十
八条第一項又は平成二十五年改
正法附則第六十二条第二項の規
定によりなおその効力を有する
ものとされた改正前厚生年金保
険法第一百六十五条の二第一項第七十二条の四の四第
二項

法第一百六十五条の一第一項

平成二十五年改正法附則第五十
八条第一項又は平成二十五年改
正法附則第六十二条第二項の規
定によりなおその効力を有する
ものとされた改正前厚生年金保
険法第一百六十五条の二第一項当該中途脱退者等に係る次の各
号に掲げる事項を記載した書類
又はこれらの事項を記録した磁
気ディスクを、確定給付企業年
金法第二十九条第一項に規定す
る確定給付企業年金の事業主等
に提出する確定給付企業年金法第二十九条
第一項に規定する確定給付企業
年金の事業主等に対し、当該中
途脱退者等に係る次の各号に掲
げる事項を記載し、又は記録し
た書面又は電磁的記録媒体を提
出し、又はこれらの事項を電子
情報処理組織を使用する方法に
より提供する

(新設)

(新設)

第七十二条の四の四第
二項

法

第七十二条の四の四第
二項

法

平成二十五年改正法附則第五十
九条第一項又は平成二十五年改
正法附則第六十二条第三項の規
定によりなおその効力を有する
ものとされた改正前厚生年金保
険法平成二十五年改正法附則第五十
九条第一項又は平成二十五年改
正法附則第六十二条第三項の規
定によりなおその効力を有する
ものとされた改正前厚生年金保
険法

(略)	(略)	当該中途脱退者等に係る次の各 号に掲げる事項を記載した書類 又はこれらの事項を記録した磁 気ディスクを、企業型記録関連 運営管理機関等又は国民年金基 金連合会に提出する	企業型記録関連運営管理機関等 又は国民年金基金連合会に対 し、当該中途脱退者等に係る次 の各号に掲げる事項を記載し、 又は記録した書面又は電磁的記 録媒体を提出し、又はこれらの 事項を電子情報処理組織を使用 する方法により提供する
-----	-----	---	--

294 (略)

(存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者に係る基金脱退一時金相当額の移換の
申出)

294 (略)

(存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者に係る基金脱退一時金相当額の移換の
申出)

(略)	(略)	(新設)	(新設)
(略)	(略)		

294 (略)

(存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者に係る基金脱退一時金相当額の移換の
申出)

第五十二条 平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定による存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十条第一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。)に係る基金脱退一時金相当額(同号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)の移換の申出は、存続連合会に対し、基金中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書(これらの事項を記録した電磁的記録媒体を含む。)を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一〇五 (略)

(解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付の申出等)

第五十二条 平成二十五年改正法附則第四十三条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一条

第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一條第四項の規定による申出は、存続連合会に対し、当該解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書(これらの事項を記録した電磁的記録媒体を含む。)を提出し、又はこれら

の事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行うものとする。

一・五 (略)

2 (略)

(存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等)

第五十五条 平成二十五年改正法附則第五十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条规定の五第一項の規定による積立金(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。以下この条から第五十七条までにおいて同じ。)の移換の申出は、存続厚生年金基金に對し、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行うものとする。

一・三 (略)

2 (略)

(解散に伴う事務の引継ぎ等)

第五十九条 存続連合会が解散したときは、清算人は、機構に対し、遅滞なく、解散した日において存続連合会が給付の支給の義務を負つてゐる者につき、次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一・三 (略)

2 (略)

(確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二十三条 確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第十三号)の一部を次のようにより改正する。

第二条の表改正前欄の確定拠出年金法施行規則第三十二条の二中「記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。)又は企業年金運合会に提出」を「記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。)又は企業年金運合会に提出」に改め、改正後欄の確定拠出年金法施行規則第三十二条の二中「企業型記録関連運営管理機関等は、」の下に「確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第六十一条の二第三項及び第四項において同じ。)又は企業年金運合会に対し、」を加え「記載した書類を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し」に改め、「記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第六十一条の二第三項及び第四項において同じ。)又は企業年金運合会に提出」を「電子情報処理組織を使用する方法により提供」に改める。

第四条の表改正後欄の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。)を「平成二十六年経過措置政令」に改める。

(労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中特定化学物質障害予防規則第三十六条の三第三項第二号の改正規定及び同令第三十六条の四第二項第三号の改正規定を削る。

第七条中有機溶剤中毒予防規則第二十八条の三第三項第三号の改正規定及び同令第二十八条の四第二項第三号の改正規定を削る。

第九条中鉛中毒予防規則第五十二条の三第三項第三号の改正規定及び同令第五十二条の四第二項第三号の改正規定を削る。

(解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付の申出等)

第五十二条 平成二十五年改正法附則第四十三条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一条

第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一條第四項の規定による申出は、当該解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、存続連合会に提出することによつて行うものとする。

一・五 (略)

2 (略)

(存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等)

第五十五条 平成二十五年改正法附則第五十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条规定の五第一項の規定による積立金(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。以下この条から第五十七条までにおいて同じ。)の移換の申出は、当該老齢確定給付企

業年金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれら

の事項を記録した磁気ディスクを、存続厚生年金基金に提出することによつて行うものとする。

一・三 (略)

(解散に伴う事務の引継ぎ等)

第五十九条 存続連合会が解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において存続連合会が給付の支給の義務を負つてゐる者につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、機構に提出しなければならない。

一・三 (略)

2 (略)

(確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条の表改正前欄の確定拠出年金法施行規則第三十二条の二中「記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。)又は企業年金運合会に提出」を「記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第六十一条の二第三項及び第四項において同じ。)又は企業年金運合会に対し、」を加え「記載した書類を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し」に改め、「記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第六十一条の二第三項及び第四項において同じ。)又は企業年金運合会に提出」を「電子情報処理組織を使用する方法により提供」に改める。

第十一條の表改正後欄の粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条の三第三項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイル」に改め、同欄の粉じん障害防止規則第二十六条の四第二項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイル」に改める。

第十三条の表改正後欄の石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三十八条第三項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイル」に改め、同欄の石綿障害予防規則第三十九条第二項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイル」に改める。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。